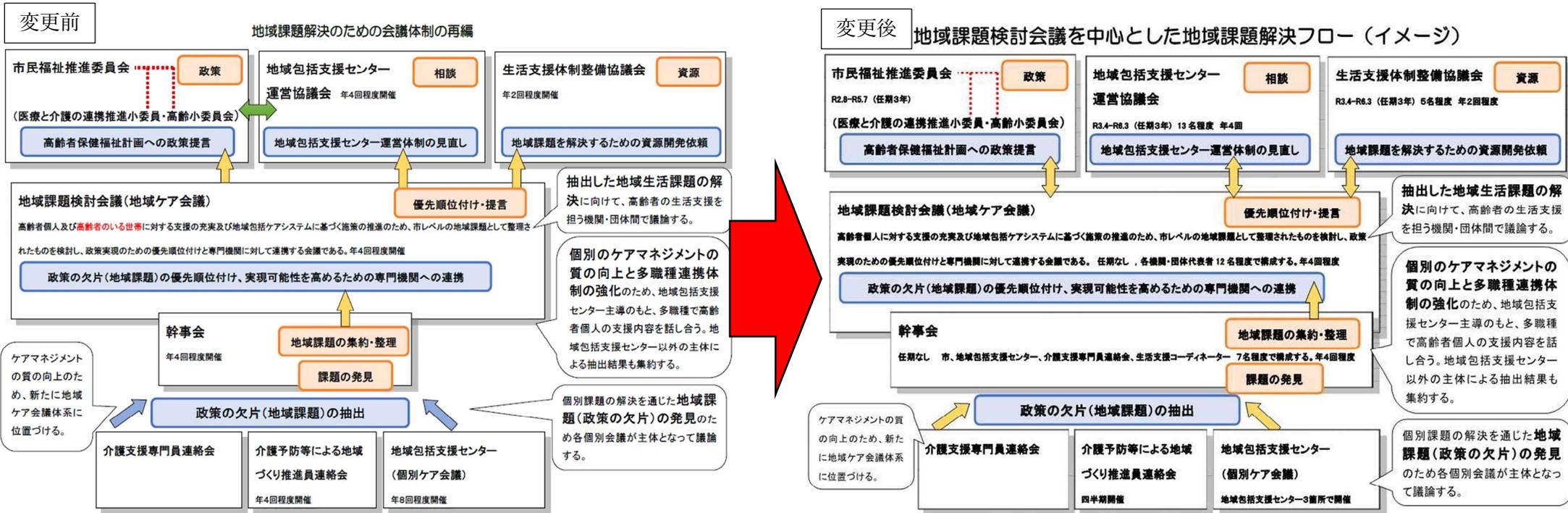


令和 5 年度運営方針の変更内容について



【図変更の経緯】

(1) 令和 5 年 3 月 10 日開催の令和 4 年度第 4 回地域包括支援センター運営協議会にて、土岐委員より、「市民福祉推進委員会と地域包括支援センター運営協議会は矢印でつながっているが、生活支援体制整備協議会とはつながっていない。会議体として連携はしていないのか。」という旨のご意見をいただく。また、石渡委員からは、地域課題検討会議にご参加くださった経験から、「地域課題検討会議は、各会議体へ地域課題の解決に向けた提言を行う会議である。また、各会議体が提言内容の再考や、提言を行う会議体の変更を地域課題検討会議に要請することもあると聞いた。図中の各会議体と地域課題検討会議を結ぶ矢印は双方向にするべきではないか。」という旨のご意見をいただく。

(2) 会議内において、本図は地域課題を解決する際に、抽出された課題がどのように上部の会議体へステップアップし、政策化されるかを示したものである旨の説明を行い、図をその主旨に沿って修正し、後日報告することを伝える。

- (3) 令和5年3月28日、修正後の図を運営協議会委員へ送付したところ、同日、土岐委員より、「矢印の削除は必要ない。市民が福社会議体制の全体像を捉え理解するには、矢印を消さない方が混乱しない。」とのご意見をいただく。**【参考資料3-2】**《メール1》《メール2》参照)
- (4) 翌29日、矢印を消した理由について、以下の2点から説明する。**【参考資料3-2】**《メール3》参照)
- ①本図を掲載した理由は、地域課題検討会議を中心とした地域課題の解決のためのスキームを明確にすることであるため、課題の流れ以外を示す矢印は誤解を生む可能性があること。
 - ②本図が強調して伝えたい点は、課題の解決のため、地域課題検討会議を中核的な役割を持つ会議体として配置した点である。課題の整理のため、地域課題検討会議より上部の会議体に上げられた課題を、他の会議体へ提言しなす際には、必ず地域課題検討会議を間に置くこととなっており、地域課題の解決において、地域包括支援センター運営協議会と市民福祉推進委員会がつながることはないこと。
- (5) 翌30日、土岐委員より、「図中の矢印は、令和3年度第4回地域包括支援センター運営協議会で審議された、令和4年度地域包括支援センター運営方針から、横の連携を重視するため必要であるとの認識のもと追加されたものである。」「市民福祉推進委員会と地域包括支援センター運営協議会の間で課題の解決をつなぐことはないと言い切れるのか。」との旨のご意見をいただき、次回の会議で議題に上げることを希望される。**【参考資料3-2】**《メール4》参照)
- (6) 同日、「市民福祉推進委員会と地域包括支援センター運営協議会の間で課題の解決をつなぐことはないと言い切れるのか。」という旨のご意見に対して、「地域課題検討会議における課題の振り分けや管理が適正に行われるためには、課題をつなげる際に地域課題検討会議を通す必要があり、内部調整を除いて、市民福祉推進委員会と地域包括支援センター運営協議会が地域課題のやり取りを行うことはない。」旨を説明するとともに、次回の会議にてその他の段で審議することを提案し、ご了承いただく。**【参考資料3-2】**《メール5》《メール6》参照)